

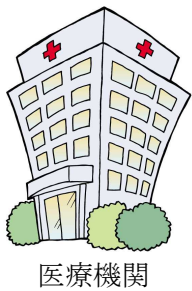
交通事故解決のしくみ

交通事故相談所をご利用ください

負傷者の救護
☎「119」

警察署へ事故の届出
☎「110」

交通事故発生



当事者 (被害者)

相談・助言等



話し合い

当事者 (加害者)

相談・助言等

示談不成立

裁判外紛争
解決手続き

裁判所

訴訟

調停

自動車保険 (共済)

自賠責保険 (共済)

示談成立

示談書作成

公正証書にする
・即決和解にする

損害賠償金支払 (解決)

滋賀県立交通事故相談所

1. 大津本所 (月~金: 9時~16時)
TEL: 077-528-3425
FAX: 077-528-4918
2. 彦根分室 (面接は火・木、
電話は月~金、9時~16時)
TEL: 0749-27-2230

もし、交通事故に遭ったら

1. 負傷者の救護をしましょう。
2. 小さな事故でも警察に届けましょう。
3. 必ず医師の診断を受けましょう。
4. 相手の住所、氏名、電話番号、車両番号を確認しましょう。
5. 損害賠償 (請求・支払) 等については、早くしっかりした機関に相談しましょう。